(参考資料別紙)補助対象・対象外経費参考表

1 対象経費

項目内容(例示)	
	等

※市町の交付決定目から実績報告提出期限までに支出した経費に限る。

2 対象外経費

対象外経費	
項目	内容
①本補助事業と直接 関係ない経費等	施設のバリアフリー化に寄与しない経費
	施設の新築に係る経費
	事務所等に係る賃料、借料、損料、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
	役員、従業員等の直接人件費、旅費
	飲食、娯楽、接待等の費用
	公租公課(消費税及び地方消費税)
	各種保険料、借入金等の支払利息及び遅延損害金
	使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費
②本補助事業に一部 関係するが認めら れない経費等	建物の登記費用、官公署に支払う手数料等
	対象経費として支払った費用に含まれる消費税
	飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
	親会社・子会社等(関連会社等)への発注を行う経費
	収入印紙及び振り込み等手数料(代引手数料を含む。)
	社会通念上不適切と認められる経費
	補助金申請等の書類作成及び送付に係る費用
	維持費
	使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費
	社員教育等にかかる費用
	通常取引と混同して支払いが行われており、補助対象経費の支払いが区分できない経費
	他の取引と相殺して支払いが行われている経費
	ポイントにより支払いが行われている経費
	一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
	ベッド、テーブルなど取り外しが容易であると認められる備品等の購入経費
	(ただし、当該備品を施設に設置できるよう、施設の改修工事を行う場合は、工事費に含めてよい。)